

② 決済サービス会社が決済代行会社に付与した口座の停止処分・支払留保と損害賠償義務（消極）

二村浩一

山下・柘・二村法律事務所 弁護士

東京地判令4・4・25 令2（ワ）第4737号 損害賠償請求事件 2022WLJPCA04258003

●——事実の概要

原告（X）は、主としてクレジットカード決済代行業を手掛ける会社であり、被告（Y）は、米国PayPal社の決済サービスであるPayPalを用いてオンライン決済代行サービス業の提供等を業とするシンガポール法人である。

Xは、国際ブランドのクレジットカード決済サービスを利用するため、平成24年4月にYとの間で、アグリゲーター契約を締結した。当該契約は、Xの決済サービスを利用している販売店等に対する支払を受け取るためのPayPalアカウント（アカウント）をXに付与することなどを内容とするものでありユーザー規約などを内容とするものである。

Yは、平成28年頃、Xとの間で、単一アカウントで複数加盟店の決済処理を行う仕組みから、Multiple Account Managementを利用し、加盟店毎のアカウントを用いて決済を処理する仕組みに移行することを内容とする契約（MAM契約）を締結した。

アグリゲーター契約及びMAM契約はいずれもシンガポール法を準拠法とする。

XY間の契約の内容となっているユーザー規約には、以下の定めがある（なお、規約で

はYの相手方を顧客と称しているが、以下では便宜的にXと表示する。）。

①本サービスの利用等に関し、Xは、次の行為を行ってはならない（10.1条）。

a 本規約、PayPal利用規定ポリシー等に違反する行為（a号）

b 苦情、異議、支払取消、チャージバック、手数料、罰金、罰則その他の責任をPayPal、他のユーザー、第三者もしくはX自身にもたらし方法又はそのおそれのある方法で取引又は本サービス利用を行うこと（k号）。

c PayPal、Visa、MasterCard等により、カードシステムの不正利用等と正当に判断される方法でアカウント又はPapPalサービスを利用すること（m号）。

②Xが制限されている行為を行ったとPayPalがみなす場合、支払取消し、チャージバック、クレーム、手数料、罰金、違約金及びその他の賠償責任からPayPalやそのユーザー等、第三者又は顧客を保護するために、Xのアカウント又は本サービスへのアクセスの終了、一時停止又は制限などの措置を講じる（11.3条）。

③PayPalは、X、そのアカウント又はその取引に関連して、リスクが高いと判断した場合、Xへの支払の一部又は全てを保留することがある（11.4条）。

④PayPalは、独自の裁量で、理由及び時期を問わず、通知により本規約及び（又は）本サービスへのアクセス及びXの残高にある制限されていない資金のXへの支払を終了させる権利を有する（11.6条）。

⑤利用規約ポリシーに違反した場合、上記措置のほかに、Xは、PayPalに対して、利用規約ポリシーの各違反行為に対し、PayPalの損害を賠償する義務を負う（11.7条）。

⑥本規約及びPayPalウェブサイトの規約ページにある適用されるポリシーは、本サービスについてのXとPayPalの間の完全な了解事項を規定するものである（13.13条。完全合意条項）。

Xが本サービスの利用に当たって遵守する必要がある「PayPal利用規定ポリシー」には、次の定めがある。

①法令等に違反する行為のために本サービスを利用することはできない（禁止行為）。

②PayPalは、ファイル共有サービス又はニュースグループへのアクセスの提供、アルコール飲料、巻きたばこ以外のたばこ製品、電子たばこ又は処方薬・器具の販売等に対する支払の受取りを事前承認を得ることを求める（承認の必要な行為）。

平成29年10月30日、Yが契約しているアクワイアラ（ACQ）であるGlobal Payments Asia Pacific (Hong Kong Holding) Limited（GP社）は、国際ブランドであるVISAから、要旨以下の通知（本件通知）を受けた。

①ネット加盟店で、Visaのグローバルブラン

ド保護プログラム（GBPP）に違反して処方箋なく処方薬が販売されている。

②この通知を受領してから5営業日以内に、当該違反の是正方法等を記載した書面を提出すること。

③GBPPに違反したアカウントごとに、2万5000ドルの罰金が課される可能性があり、違反状態が継続すれば罰金が増額する可能性があること。

Yは、本件通知を受けたこと及びその内容につき、平成29年10月31日にGP社から連絡を受けた。

Yは、平成29年11月2日、利用規定ポリシー「禁止行為」及び「承認の必要な行為」に抵触し、ユーザー規約10.1条a号に違反していることを理由に、ユーザー規約11.3条1号に基づき、アカウント停止措置をとった。また、Xのアカウントを確認した結果、X利用規定ポリシー違反が確認されたため、ユーザー規約に従い永久的にアカウントを制限すること、ポリシー違反により最長180日間Xへの支払を保留すること、利用規定に違反するたびにPayPalの損害賠償について責任を負うことになることなどを通知した。

Visaは、平成30年1月8日、GP社を通じてYに対し、罰金5万米ドルを請求し、Yはそのころ、これを支払った。

また、Yは、平成30年5月3日にXに対して留保していた売上金の一部を支払い、平成31年2月25日に残金全額を支払った。

以上のアカウント停止及び支払留保に対し、Xは、債務不履行による損害賠償の一部として3億円の支払を請求して訴えを提起した。

Xによれば、XY間で平成24年4月28日頃に締結された加盟店の開拓・募集及び売上精

算処理業務等に関する契約に基づき、Yは、Xが加盟店との間の売上精算処理業務を円滑に処理・遂行することに協力する義務及びこれから派生する以下の具体的義務を明示的又は黙示的に負担したが、その履行を怠ったというものであった。

X主張の具体的義務は、以下の4点である。

- ①毎月の履行期到来時に全加盟店のカード売上金額から手数料を引いた金額をまとめてXに支払う義務（本件義務①）
- ②正当な理由がなく、Xのアカウントを停止したり、正当な理由なく売上金を保留したりしてはならない義務（本件義務②）
- ③仮にXのアカウントが停止された場合、その原因を早急に究明して、早急にアカウントを再開すべき義務（本件義務③）
- ④仮に規約違反疑いの加盟店が存在しても、当該加盟店のアカウントのみの停止やその売上金のみ支払を保留しXに罰金を課すなど、Xとその加盟店の損害を必要最小限にとどめる方法をとる義務（本件義務④）

Yは、これに対し、本件各義務の不存在及び債務不履行がないことを主張し争った。

●—— 判旨

請求棄却

1 本件各義務の不存在

裁判所は、XY間ではX主張の「加盟店の開拓・募集及び売上精算処理業務等に関する契約」を締結した事実は認められないことを認定のうえ、Yの「国際ブランドによるクレジットカード決済に係るサービスの」「提供を受けようとする場合」には、Yの「システム上、ユーザー規約等に同意をすることが必

須であり、これらの一部でも同意しない場合には上記サービスの提供を受けることができないこと」、「上記システム上の表記が英文であったとしても、原告の事業内容や事業規模等にもかんがみれば、原告に同意したことの認識がなかったとは考えられず、現に、本件停止措置後の原被告間のやり取りにおいて、ユーザー規約が適用されることについて異論が出されていない」ことなどを指摘し、ユーザー規約等に同意した事実はないとのXの主張を排斥した。

そのうえで、ユーザー規約等を内容とするアグリゲーター契約及びMAM契約には、YがX主張の「債務を負う旨の明示的な規定の存在はうかがわれないことから明示的な合意は認められないと判示、「アグリゲーター契約及びMAM契約においては、契約当事者が負うべき債務が詳細に規定されているほか」「これらを構成するユーザー規約」等には「完全合意条項が存在する」からユーザー規約等においては、「シンガポール法上、黙示的な条件を差し込む余地がなく、黙示的な契約上の義務を否認する推定が強くなる」とした。

また、「ユーザー規約10.1条、11.3条、11.4条及び11.6条において、Yには、「Xに提供するサービスの停止及び再開の決定並びにアカウント内の資金の保留及び解除の決定につき広範な裁量がある旨が定められている。他方で、ユーザー規約上、YのXに対する金員の支払期日についての規定は存在しない。したがって、ユーザー規約上、YのXに対する金員の支払期日についてはYの合理的な裁量に委ねられていると解される。」これは、本件義務①と矛盾するものであり、「シンガポール法上、」Yが「黙示的に本件義務①を負うと

いうことはできない。】。

また、ユーザー規約上、Yには、「Xに提供するサービスの停止及び再開の決定並びにアカウント内の資金の保留及び解除の決定につき広範な裁量がある旨が定められているから、シンガポール法上、」Yが、「これと矛盾する本件義務②ないし④を黙示的に負うということはできない。」と結論付けた。

2 債務不履行の不存在

「シンガポール法上、契約の一方当事者が、他方の当事者の利益に悪影響を及ぼし得る決定を行う裁量を契約上有している場合、一般的に、その裁量を行使する当事者は、恣意的、気まぐれ又は理不尽ではなく、誠実に善意で裁量行使しなければならないという黙示の条項が存在すること、裁量の濫用を主張する当事者が、当該裁量の行使が気まぐれや恣意的であり、又は理不尽であることを証明しなければならないこと、裁判所は、一般に、契約上の裁量が『それが付与された目的のために正当かつ誠実に行使されたものであり、気まぐれや恣意的でなく、又は不条理であると適正に分類されうるほどに理由を無視して理不尽でないという意味で裁量が正当に行使されることを条件とする限り』介入しない」。

本件の場合、「VISAは、」XY間の「アグリゲーター契約に基づく仕組みの下で、」Xの審査により販売店等での決済に使用するシステムを利用していた2つの販売店等において、本件販売行為がされていることを把握し、これを理由に、」GP社を通じて、Xに対し「合計5万米ドルの罰金を課したことが認められる」「かかる事情からすれば、Yにおいて、Xの審査を経たその他の販売店等においても、本件販売行為と同様の行為がされている可能

性が否定できないと考え、その場合には更に罰金が課されることとなり、」ひいては、GP社やVisaとの「契約関係に重大な悪影響が生じると考えたとしても無理からぬこと」である。これは、Yが、「更なる罰金及び上記悪影響を避けるため、利用規定ポリシー及びユーザー規約に基づき、X及び販売店等に付与したアグリゲーターアカウント及びMAMアカウントを停止する理由となり得るといふべきである。】。

「したがって、Yによる本件停止措置は、アグリゲーター契約及びMAM契約に基づく被告の裁量が、気まぐれ、恣意的又は不条理であると適正に分類され得るほどに理由を無視して理不尽に行使されるものと認めることができないから、Yに裁量の濫用があるといふことはできない。」

●—— 研究

1 本判決の位置づけ

ネット取引の浸透を背景に、決済代行業も一般化している。これに伴い、近年決済代行業者が当事者となる訴訟も相次いでおり、本件もその流れに属する一事例である。

もっとも、本件の場合、公表された従前の裁判例とは、以下の3点で相違している。

①東京地判令1・8・9（2019WLJPCA08098011）など一部を除き、従前事例は、決済代行業者と加盟店間の紛争であったのに対し、本件では決済代行業者と決済サービス提供事業者間のいわば決済サービスの「プロ」同士の紛争であること。

②従前の事例では、東京地判令和2・6・9（2020WLJPCA06098012）や東京高判平成

30・10・18（2018WLJPCA10186003）などのように、主として支払留保や加盟店による返金（又は債権買戻し）が問題となっていたが、本件では支払留保のみならずアカウントの停止が問題となっていること。

③従前事例では、支払留保等がチャージバックを理由とするものが多かったのに対し、本件ではクレジットカード決済の対象となった売買の目的物が違法であり、GBPPに反することからVisaのペナルティの対象となったことを理由としていること。

チャージバックとGBPPについて補足すると、前者は、加盟店に責任がある一定の範囲の事由（例えば、商品引渡し未了など）によって、カード会員がイシューア（ISS）に対して支払いを拒んだ場合に、ISSとACQ間で損失の負担を調整する仕組みである。

これに対し、GBPP（改定され2023年5月1日以降はVisa Integrity Risk Program）は、違法商品の販売など、違法でブランド価値を害する取引からカード決済の仕組みやその参加者を保護するためのVisaの仕組み及びその規則である。GBPPは、ACQとその代理人に対し、一定の高リスク業種（成人向けコンテンツ提供、ギャンブル、薬品販売など）を営む加盟店につき、加盟店契約締結前の審査やVISAのGBPPに登録すること、取引のモニタリングと管理などを求める。

GBPP違反のカード取引がなされても、カード会員は自ら欲した取引が実現できているため、カード利用代金の支払いを拒むことは稀である。この点で、ISSとACQの間の損失負担の調整が必要となるチャージバックとは異なる。

だが、GBPP違反の場合VisaはACQに対し

罰金を課すほか、必要な是正等を求めることになるため、ACQは、契約する決済代行業者（本件の場合にはGP社と契約したY）に対し、当該罰金等の負担を転嫁できるような契約を締結することが一般であり、本件のYとXのように、決済代行業者がさらに下位の決済代行業者と契約する場合にも同様である。

2 契約文言に従った判断

このような本事案の特殊性はあるものの、本判決の判断手法は、ユーザー規約等の文言に従ってその有効性を判断するものであり、この点において従前の同種裁判例と軌を一にしている。

これは、準拠法がシンガポール法であり、同国法に従った契約解釈がなされたことによるものであるが、同時に、先行する他の裁判例同様、事業者間取引であること（さらに言えば決済サービスのプロ取引であり契約であること）も考慮して、契約文言どおりの効果を認めるに至ったものと考えられる。このことは、本事案でXが、「英文の読解力がない原告代表者において、MAM契約に基づく仕組みでの活動が事実上開始した直後、すなわちXがもう後戻りできない段階で、」「サービスを継続するため」「内容を全く理解できないまま、やむを得ず署名しただけ」との主張をしたのに対し、裁判所は、X「の事業内容や事業規模等にもかんがみれば、Xの代表取締役が上記契約書の内容を全く理解しないまま署名押印したとは考えられず」と一蹴していることから窺うことができる。

契約文言からは、Xが主張するような本件各義務は認められないことは明らかである。Xが他の債務不履行を主張していることは、判決には適示されていないため、X主張の本

件各義務が認められないことだけでもXの損害賠償請求が認容される余地はなかった。

ところが、本判決は、債務不履行の有無を判断するため、「契約上の裁量権の行使が『気まぐれであり、恣意的であり、不条理であると適正に分類されうるほどに理由を無視して理不尽』であるかを検証している。Xの本件各義務の主張が、Yの裁量権の行使が理不尽との主張を内包しているとの理解であったのか、この点は判決文からは読み取れない。

ともあれ、アカウントの停止及びXへの支払の全額の留保という措置が、Xの決済代行事業の存続も影響を及ぼしかねない厳しいものであったことを踏まえると、Yの措置が理不尽な内容であったかを判断することは、事案の解決のためには適切であったといえよう。

3 Yの裁量権行使の妥当性

本判決は、Xの顧客である販売店において処方薬の無処方販売がなされ、Visaが合計5万米ドルの罰金を課したとの事情から、Xの審査を経たその他の販売店等においても、本件販売行為と同様の行為がされている可能性が否定できず、その場合には更に罰金が課されることとなり、ひいては、GP社やVisaとの契約関係に重大な悪影響が生じると考えたとしても無理からぬことと判示している。

ここにかかげられたYの懸念を基礎づける事情は、処方薬の無処方販売があったこと及びVisaから罰金が科されたことの2点だけであり、それ以降の危険を基礎づける事実は判決上は明らかにされていない。Yの裁量権行使の結果、Xの決済代行サービスの存続にも影響を及ぼしかねないアカウント停止措置まで取られていることを踏まえると、日本法を準拠法とする判断であった場合には、実質的

妥当性に疑問が生じてもおかしくない。

だが、Visaなどの国際ブランドは、違法取引にカードが用いられることを排除するための対応を厳格化し、国際ブランド自身が、違反取引がないかを常時モニタリングし、発見次第ACQに対しペナルティを課すようになっている。当該ペナルティの額は高額であり、ACQにとって、違法取引を排除することは重要な課題と化している。

一方、ACQの厳しい加盟店審査を避けるために審査の緩い決済代行業者が利用される例が少なからずあるほか、決済代行事業者の中には取引の適正性に関する継続的モニタリングの体制を欠いている者も存在する。Xが、処方薬の無処方販売を行う加盟店を複数抱えていたことを踏まえれば、Xの加盟店審査及びモニタリングに重大な問題があったことが強く推認される。

このような事情を考えると、本判決は実質的にも妥当な結論であったといえよう。

* 児童ポルノを配信したとしてアダルトサイト運営会社及びVisaに対して提起されていた民事訴訟で、Visaは訴えの却下を求める本案前の答弁を提出していたところ、2022年7月29日、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所は、サイト運営会社にとって重要な決済手段をVisaは提供したとして、Visaの申立てを退けた（2022年8月1日付電子版ワシントンポスト）。加盟店の違法な行為が国際ブランドやカード事業者にもたらすリスクが強く認識される事情の一つであったと考えられる。